## 令和7年度実施 赤磐市立幼稚園における預かり保育について

赤磐市教育委員会

#### 1 目的

幼稚園の管理下において希望する在園児を教育時間外に預かり、保育することにより、保護者の子育て 支援をすることを目的とする。

### 2 実施園

市内全幼稚園

#### 3 対象者

当該幼稚園の在園児で、保護者の就労・看護・介護等、家庭において保育することが困難であり、保護者が預かり保育を希望するもの。また、園長が必要と認めるもの。

#### 4 保育の区分

- 就労等による預かり保育(無償化対象)・・・『新2号認定』
- 一時預かり保育
- 5 実施時間、預かり保育を実施しない日
  - 実施時間・・・教育時間終了後から午後5時まで 長期休業中は午前9時から午後5時まで(平常どおり登園してください)

### ● 預かり保育を実施しない日

- 祝日、日曜日及び土曜日、4月1日~3日、8月13日~15日、12月27日~1月5日、 3月29日~31日
- 入園式、運動会、生活発表会、卒業式等の園行事、また、その振替休業日等
- 感染症等による学級、学年閉鎖や気象警報発令などによる臨時休業日
- その他、園長が指定した日

### 6 保育料 申込方法

#### ● 保育料

- ・ 就労等、保護者に保育を必要とする要件がある場合、保育の必要性の認定「新2号認定」を受けると 認定を受けた日から利用料が無料になります。(\*裏面参照)
- ・ 一時預かり保育では、1ヶ月の預かり保育実施日が15日以上になると、定額になります。

	通常の保育日	長期休業中	15日以上超えた月(月額)		
	(日額)	(日額)	7月・8月以外	7月	8月
新 2 号認定	無料	無料	無料	無料	無料
一時預かり保育	400円	1,000円	6,000円	8,000円	12,000円

### ● 申込方法

- ・ 「新2号認定」の方は、原則10日前までに、預かり保育申込書を提出ください。
- ・ 一時預かり保育「新2号認定以外」の方は、原則3日前までに、預かり保育申込書を保育料と一緒に 提出ください。

### 7 その他

- ・ 預かり保育の1日の定員は20人で、3歳児~5歳児の合同保育を行います。
- ・ 3歳児は、園生活に慣れるまでの期間を考慮して原則5月からとさせていただきます。ただし、就労 状況等によりご希望される方は、ご相談ください。その場合、弁当、おやつをご持参ください。
- ・ お迎えの時間が午後3時を過ぎる場合はおやつ(適量)を、また、午前中保育の日や長期休業中は 弁当とおやつを御準備ください。

- 学校の参観日に出席する場合、午後3時までは無料とし、午後3時以降は預かり保育料を徴収します。
- 卒業した幼児の利用は3月28日までとします。
- 申込後、預かり保育利用の必要がなくなった場合は、その旨連絡をお願いします。
- 繰り返し保育時間終了後に迎えに来られる場合は、以後の預かり保育をお断りすることがあります。

### 7 支給認定について

# 就労等で保育の利用を必要とする場合、申込書を園へ提出してください。

基本的な認定区分及び認定の基準については、以下のとおりです。

#### (保育の必要性及び必要量の認定区分)

認定の区分	入所児童の年齢	保育の必要性	保育の必要量	主な利用施設	
1号認定	3歳~小学校就学前	必要性なし	教育標準時間	幼稚園等	
2号認定	3歳~小学校就学前	必要性あり	保育標準時間	保育所等	
			保育短時間	体自用等	

# (保育の利用を必要とする理由について)

保育の利用を必要とする理由	提出書類・要件等
1. 就労のため	・就労証明書(月 48 時間未満の場合は保育の要件として認められません)
2. 妊娠・出産等のため	・理由書、母子手帳の写しを添付(氏名と出産予定日がわかるもの)
2. 妊娠・山産寺のため	(認定期間は出産(予定日)前後3ヵ月まで)
3. 病気や障がいのため	・理由書、医師の診断書または障害者手帳等の写しを添付
4. 親族の介護・看護等のため	・理由書(介護・看護等に必要な時間により判断)
4. 税族の介護・有護寺のため	※手帳、診断書、住民票等の提出を求めます
5. 災害復旧	・理由書、罹災証明が発行されている場合は写しを添付
6. 求職活動中	・理由書(認定期間は最長で3ヵ月まで)
	・理由書(認定期間は就学期間中)
7. 就学のため	在学証明または学生証の写し(職業訓練校の場合は合格通知と訓練期間のわか
	るもの)
8. 児童の特別な養護が必要	・理由書(教育委員会へ要相談)

## 【支給認定の変更について】

- ・就労等保育の利用を必要とする理由に変更が生じた場合は、支給認定の変更が必要な場合があります。 ※変更となった方の就労証明・理由書等を添付して申請ください。
- ・求職活動中の継続による再認定はできません。

保育の利用を必要とする理由が「求職活動中」の場合、支給認定期間は3ヵ月の認定期間となります。※就職した場合は、就労証明を添付のうえ必ず更新の手続きをしてください。